第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、 その届出及び添付書類を縦覧に供します。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 以下 「法」といいます。 次のとおり公告し、 第六条

意見を述べる理由を記載した書面を添えて、 た書面に、氏名及び住所 でに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してくだ なお、 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、 (団体にあっては、 団体名、 令和三年四月十六日から同年八月十六日ま 代表者の氏名及び所在地) 意見の内容を記載 並びに

令和三年四月十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 東生駒複合商業施設

所在地 生駒市東生駒二丁目二〇七番九ほか

一 変更のあった事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、 住所及び代表者の氏名

(変更前)

名 称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデ	○号	杉本正彦
株式会社光洋	大阪市西区北堀江四丁目四番八号	平田炎
株式会社なかや	生駒市東菜畑一丁目三一四番地	中谷昌司

## (変更後)

名称
住所
代表者の氏名

<del>1-/1-</del>	<del> -/ -</del>	) / <del>           </del>
株式会社なかや	株式会社光洋	株式会社関西ケーズデ
生駒市東菜畑一丁目三一四番地	号大阪市北区天神橋二丁目三番一六	○号○号市柳町一丁目一三番二
中谷昌司	平田炎	杉本正彦

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、 (変更前) 住所及び代表者の氏名

株式会社パークスレイ 大阪市北区鶴野町三番一〇号 株式会社 関西ケーズデ 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二 杉本正彦 株式会社関西ケーズデ 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二 杉本正彦	名 称	住所	代表者の氏名
大阪市北区鶴野町三番一〇号大阪市西区北堀江四丁目四番八号	株式会社関西ケーズデ	○号	杉本正彦
大阪市北区鶴野町三番一○号	株式会社光洋	大阪市西区北堀江四丁目四番八号	平田炎
	株式会社ハークスレイ	大阪市北区鶴野町三番一〇号	青木達也

## (変更後)

株式会社光洋	株式会社関西ケーズデ	名称
号大阪市北区天神橋二丁目三番一六	○号	住所
平田炎	杉本正彦	代表者の氏名

 $\equiv$ 変更年月日

令和二年十一月二十四日

几 届出年月日

令和三年三月三十日

五. 縦覧場所

六

縦覧期間

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。 令和三年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで